

「電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈」等の一部改正について

平成28年6月17日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 改正の概要

近年、一部の電気設備について、技術進歩等により保安水準が向上していることから、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）において、工事計画を不要とし、事業者による設備使用前の確認の結果を国に届け出る「使用前自己確認制度」を新設した。

これを踏まえ、当該電気設備に係る使用前自己確認の方法を具体的に整備するため、「電気事業法施行規則第73条の4に定める使用前自主検査の方法の解釈（平成24年11月30日付け20121122商局第3号。以下「検査解釈」という。）」等の一部を改正する。なお、今般改正を行う検査解釈等のうち、内規の名称変更等を伴うものについては、廃止・新規制定として改正するものとする。

2. 改正の内容

使用前自己確認制度の対象となる、公害防止に関する工事計画の届出対象であるものを除いた「燃料電池発電所（単体の出力が500kW未満の発電設備を組み合わせるものであって、合計出力が2,000kW未満のもの）」及び「水力発電所に設置される洪水吐きゲート操作用予備動力設備」について、従来の使用前自主検査に係る規程を参考にしつつ、使用前自己確認の各種項目に関する確認方法及び判定基準を検査解釈に整備する。

また、あわせて、使用前自己確認の結果の届出方法等についても整備するため、関連する規程を改正する。

なお、その他、条番号の整理等の形式的な修正もあわせて行う。

以上